

# 警察庁、風営法施行規則の一部改正案を公表

## 遊技料金は消費税を含む

### 新賞品限度額など4月1日実施

警察庁は1月24日、4月1日に予定されている消費税の引き上げに伴い、ホームページで規則改正案（別紙2）と改正の趣旨（別紙1）を公表した。

業界として注意すべきは、

①遊技料金の基準において、遊技料金の定義が従来の解釈運用基準と異なり、消費税を含んだものとなっている。従って、貸玉料金と遊技料金の違いは無くなるり、貸玉料金の概念は無くなることになる。料金表示に密接に関係する基本的事項なので、特に注意したい。

#### 別紙1

##### 1 命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

②著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準が、検定規則と異なり、金額で表示されるので、今回の消費税の税率アップによって発射させる玉数等

の変更が生じないように、文言を修正している。

③賞品の価格の最高限度額を他と同様の表現方法に変えている。

これにより、4月1日からの最

高限度額は、 $9600 \text{ 円} \times 1$ ・

08 = 1万368円となり、実質的には若干のアップとなる。

#### 3 改正の概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第4条第4項及び第19条

また警察庁は、この改正規則案に関するパブリックコメントを求めている。

「消費税率」という。」が引き

上げられることに伴い、次のとおり、風俗営業等の規制及び業

務の適正化等に関する法律施行規則1号（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の改正を行う。

（1）遊技料金に関する基準（規則第35条第1項関係）

消費税率の引上げに伴い消費税及び地方消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、まあ

る遊技料金の上限額について、営業の種類に応じて定められた一定の金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額（以下「当該金額消費税等相当額」という。）を加えた金額とする。

（2）賞品の価格の最高限度額に関する基準（規則第35条第3項関係）

消費税率の引上げに伴い、ぱんこ屋等において提供できる賞品の価格の最高限度の基準額について、9600円に当該金額消費税等相当額を加えた金額とする。

（3）その他所要の改正

#### 4 施行期日

平成26年4月1日

#### 別紙2

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第一号）

（ゴチック表記部分は改正部分）

## 改正案

（著しく射幸心をそそるおそれの

ある遊技機の基準)

第九条 法第四条第四項の国家公  
安委員会規則で定める基準は、次  
の表の上欄に掲げる遊技機の種類  
の区分に応じ、それぞれ同表の下  
欄に定めるとおりとする。

る性能を有する遊技機であるこ  
と。

### 回胴式遊技機

一一分間に四百円に当該金額消費  
税等相当額を加えた金額の遊技

料金におおむね相当する数を超  
える数の遊技メダル（遊技の用  
に供するメダルをいう。以下こ  
の項において同じ。）又は遊技  
球（以下この項において「遊技  
メダル等」という。）を使用し  
て遊技をさせることができる性  
能を有する遊技機であること。

二〇七（略）

### その他の遊技機

一一分間に四百円に当該金額消費  
税等相当額を加えた金額の遊技  
料金におおむね相当する数を超  
える数の遊技球等を使用して遊  
技をさせることができる性能を  
有する遊技機であること。

二〇八（略）

### アレンジボール遊技機

（遊技料金等の基準）

第三十五条 法第十九条の国家公  
安委員会規則で定める遊技料金に  
関する基準は、次の各号に掲げる  
営業の種類に応じ、それぞれ当該  
各号に定めるとおりとする。

一（略）

二 ぱちんこ屋及び令第七条に  
規定する営業

- （1）玉を使用する遊技機  
玉一個につき四円  
(2) メダルを使用する遊技機  
メダル一枚につき二十円

二 じやん球遊技機（玉又はメダ  
ルを使用するものに限る。）  
次に掲げる遊技機の区分に  
応じ、それぞれ次に定める金  
額

（1）玉を使用する遊技機  
玉一個につき四円  
(2) メダルを使用する遊技機  
メダル一枚につき二十円

当該営業所に設置する次に  
掲げる遊技機の種類に応じ、  
それぞれ次に定める金額に當  
該金額消費税等相当額を加え  
た金額を超えないこと。

税等相当額を加えた金額の遊技  
料金におおむね相当する数を超  
える数の遊技球等を使用して遊  
技をさせることができる性能を  
有する遊技機であること。

口 回胴式遊技機 次に掲げる遊  
技機の区分に応じ、それぞれ  
次に定める金額

- (1) 玉を使用する遊技機  
玉一個につき四円  
(2) メダルを使用する遊技機  
メダル一枚につき二十円

イ ぱちんこ遊技機 玉一個につ  
き四円

著しく射幸心をそそるおそれの  
ある遊技機の基準

ぱちんこ遊技機  
一分間に四百円に当該金額がそ  
の対価の額（消費税法（昭和六  
十三年法律第二百八号）第二十八  
条第一項に規定する対価の額を  
いう。）である課税資産の譲渡  
等（消費税法第二条第一項第九  
号に規定する課税資産の譲渡等  
をいう。）につき課されるべき  
消費税に相当する額及び当該課  
されるべき消費税の額を課税標  
準として課されるべき地方消費  
税に相当する額（以下「当該金  
額消費税等相当額」という。）  
を加えた金額の遊技料金に相当  
する数を超える数の遊技球（遊  
技の用に供する玉をいう。以下  
この項及び次項において同  
じ。）を発射させることができ  
る性能を有する遊技機であるこ  
と。

二〇八（略）  
じやん球遊技機

一分間に四百円に当該金額消費  
料金におおむね相当する数を超  
える数の遊技球等を使用して遊  
技をさせることができる性能を  
有する遊技機であること。

二〇九（略）

一分間に四百円に当該金額消費  
料金におおむね相当する数を超  
える数の遊技球等を使用して遊  
技をさせることができる性能を  
有する遊技機であること。

の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額

三 その他の営業 営業の種類及び遊技の方法並びに前二号に掲げる遊技料金その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。

2 (略)  
の事情を考慮して国家公安委員会が定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこととす

る。  
規則で定める賞品の価格の最高限度に関する基準は、九千六百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこととす

ます。  
営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案について検討しています。

なお、御意見の提出に当たつては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

その内容は、別紙1及び別紙2のとおりですので、これらについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

2 頂いた御意見に対する個別の回答はいたしません。

3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があつた場合の連絡以外の用途では使用しません。

4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

警察庁では、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、風俗

意見提出先及び意見提出期間は上記のとおりです。

# 「貸玉の個数調整」は可 ただし、表示通りの賞品交換

警察庁は1月23日、今回の規則改正案を前提として消費税に関する措置について見解を明らかにした。これは、ホテル関係5団体が昨年11月18日に消費税増税に伴う質問を提出していたことに答えたもので、遊技料金の表示は遊技客にわかりやすいものとすべきなど各項目に渡っている。

意見提出先	インターネット	・電子政府の総合窓口e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・電子メール(hoan_fueikaisei@npa.go.jp) ※電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局保安課企画係 パブリックコメント担当
	FAX	03-3581-5936 ※1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成26年1月24日(金)から 平成26年2月22日(土)までの間(必着)	

(1) 許可申請の手続きに係る  
様式の記入方法について

① 風営適正化法施行規則第10条

第2項で規定の許可申請書・  
別記様式第3号その2Bにおいては、遊技料金を記入することとなつております。

現状は、遊技料金の記入欄に貸玉料金を記入して申請しておりますが、営業所の遊技料金表示方法と本申請書の書式との整合性は、どのように考えればよろしいでしょうか。

(回答)

規則改正案を前提とすれば、この許可申請書の様式への記載は現行通りでよい。

(2) 消費税率が8%に増税した後も貸玉料金を据え置いた場合、例えば貸玉料金が4円のままでも、遊技料金は3・81円から3・70円に変わります。このような場合に、遊技料金の変更を届け出る必要はありますでしょうか。

(回答)

規則改正案を前提とすれば、「貸玉料金を据え置いた場

## 客の便宜を考えて

(2) 遊技料金への

消費税転嫁方法について

① ぱちんこ4円、回胴式遊技機

20円の上限金額を超えて、遊技料金に消費税を転嫁するためには、各ホールが貸玉・貸メダルのシステムを交換することが必須条件になりますが、

その場合、「貸玉個数調整方式」と「カード精算方式」2つの方式が考えられます。

同一店舗内で、ぱちんこは「カード精算方式」、回胴式遊技機は「貸玉個数調整方式」という異なる方式を採用することは可能でしようか。

(回答)

増税分の転嫁方法として、客の支払金額を増やすのか、現行どおりの支払金額のまま

貸し玉個数を減らすのか、ど

合」というのは、遊技料金が変わらないので、届け出の必要はない。

ちらにすべきかについて特段変わらないので、届け出の必要はない。ただし、両者のやり方では遊技料金に違いがあることに留意し、同一店舗内で両方を採用する場合には、1円ぱちんこと4円ぱちんことで設備島を分けているように、客が誤解することのないような対策を講じられたい。

② 上記①に関連して、同一店舗内で、ぱちんこは4円を超えて消費税を転嫁し、回胴式遊技機は消費税込20円のままでいう対応は可能でしようか。

(回答)

上記①と同様の趣旨で可能である。

## 総額表示が望ましい

(3) 遊技料金の

表示方法について

(質問内容は割愛)

① 風営適正化法第17条で規定さ

れている料金の表示については、「営業所において客に見やすいように表示しなければならない」としており、遊技客自身が支払う料金を確認できるために表示するものであることから、遊技客にとつて分かりやすい表示方法が求められる。遊技料金の表示の仕方として、消費税法に基づく総額表示（税込表示）と特別措置法に基づく暫定表示（税抜表示）のどちらを選択するかについては営業者の判断に任せる。税抜表示であっても、そのことにより一義的に税込額が決定することから、遊技料金の表示義務を果たしていることになると解される。ただし、特措法は暫定的な措置であり、一定期間後は認められないことからすると、総額表示が望ましいと考える。

② 規則改正案を前提とすれば、貸玉料金と表示したり、貸玉料金と遊技料金を併記する必要はないと考える。

③ 小数点表示を禁止するものではないが、小数点が過度に細かくなるのは客にとってわか

りにくく、好ましくない。

(3)についての質問

例えば4円に消費税率をかけて小数点第二位で割り切れるものは、そのままの表示で良いと思われるが、個数調整で割り切れないものについては、どちら良いのか、切り上げ、切り捨てどちらが妥当か。

(回答)

割り切れないものをどのように整理して表示するのか（切り上げるのか切り捨てるのか）については、別途業界の意向もあると思うので、改めて業界で協議をしてほしい。

(4) 100円24玉という遊技料金を設定した場合、一玉の遊技料金は割り切れない（4・1666……）。100円24玉と設定しておきながら、1玉4・17円と表示をしてはならない。

(5) それとは逆に、1玉4・17円と遊技料金を設定した場合、これは最少貸出単位100円として割り切れず、24玉100・08円となる。このような

場合、24玉100円と表示してはならない。

(4)と(5)は同じ内容を逆から言っているのであるが、表示した金額は、計算時においても、そのとおりに計算すること。

法で規制するものではなく、どちらを選択しても構わない。

(回答)  
①の回答と同様の趣旨により、差し支えない。

ただし、表示をしたとおりに計算すること。100円24個と500円116個はあくまで違う遊技料金であり、同じような形の遊技料金の計算はできない。

## 「店舗ごとの 「単位」可」

(4)  
① 最少貸出単位の  
考え方について

① 最少貸出単位を100円（何個）とか、500円（何個）とするなど、店舗ごとに表示の仕方に違いあつてもよろしいでしようか。

④ 100円24玉という遊技料金を設定した場合、一玉の遊技料金は割り切れない（4・1666……）。100円24玉と設定しておきながら、1玉4・17円と表示をしてはなり

例）消費税率8% 4円を基準に個数調整した場合  
・ 100円単位↓100円24個 500円120個↓120個で500円相当の賞品提供（24個×5）  
・ 500円単位↓（なし）500円116個↓116個で500円相当の賞品提供

## 「見解」受けて協議 5団体消費税ワーキング

ホール関係5団体（全日遊連、日遊協、同友会、余暇進、PCSA）の消費税対応ワーキングが1月29日、日遊協本部会議室で開かれ、遊技料金の表示方法、貯玉再プレー関係の問題点等を協議した。

警察庁が同月23日に示した消費

最小貸出単位は風呂適正化

法で規制するものではなく、どちらを選択しても構わない。

(回答)  
①の回答と同様の趣旨により、差し支えない。

(3) 最少貸出単位の設定は、ぱちんこは100円、回胴式遊技機は1000円など、玉とメダルに違いがあつてもよろしいでしようか。

(回答)

①の回答と同様の趣旨により、差し支えない。  
③ 最少貸出単位の設定は、ぱちんこは100円、回胴式遊技機は1000円など、玉とメダルに違いがあつてもよろしいでしようか。